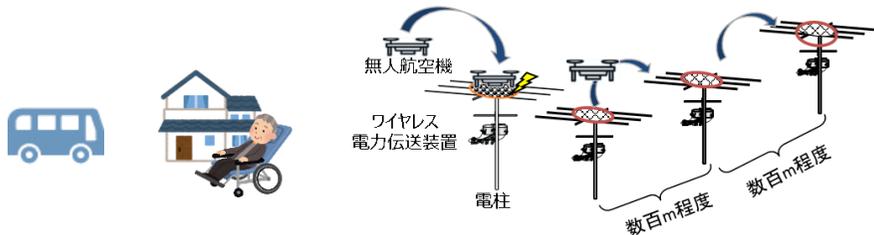


○国家戦略特区における**新たな規制改革の提案**は、地方公共団体及び民間事業者から幅広く受け付け、年明け以降、国家戦略特区WGヒアリング等で**精力的な検討を実施**。今回、こうした検討を踏まえ、**今後取り組む新たな規制改革事項をとりまとめ**。**今後、実現に向けて着実かつ早急に取り組む**。

＜今回掲載する主な規制改革事項等＞

スーパーシティ・デジタル田園健康特区関連

- オンデマンド型移動期日前投票所の導入等、移動が困難な障害者等が投票しやすい環境整備のための実証事業の実施、制度・運用面の課題の検討、結論【2023年度早期に実証事業開始、課題について検討、結論】
- 救急救命処置の範囲の拡大に向け、エコー検査を含む新しい処置に関する検討を行い、検討の結果を踏まえ速やかに必要な措置を講ずる【2023年夏に議論する場を設置】
- ドローンの飛行中の充電を可能とする装置について、個別の設置許可を不要とするため、型式指定に必要な条件を検討・措置【検討の結果を踏まえ速やかに措置】



スタートアップ等の規制改革事項

(起業・スタートアップ、外国人材)

- 外国人エンジニアの就労促進を図るため、在留資格認定証明書審査に係る期間の短縮【2023年度早期に措置】
- 外国人による創業活動を促進するための特例(スタートアップビザ)の全国展開に向けた検討、結論【2023年度中結論】

(障害者)

- 介護給付費の支給決定前に利用した障害福祉サービスの費用を支給する特例介護給付費について、自治体から事業者への代理受領も可能であることを明確化

【2023年度中措置】

(子育て)

- 小規模認可保育所*で3～5歳児のみの保育を可能とする特例の全国展開に向けた検討【次回の児童福祉法改正の際に在り方を検討】

*原則0～2歳児が対象



※本年4月「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」が成立、5月公布（補助金等交付財産の目的外使用に係る手続の特例、法人農地取得事業の構造特区法への移行 等）